

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成31年3月14日から平成31年7月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

上田市における県営殿城地区赤坂上田換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成31年3月2日行いました。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年3月14日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 許可番号

平成29年11月1日 長野県伊那建設事務所指令29伊建第139-10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

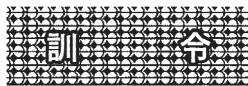
伊那市高遠町小原439-2、442、443

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市下新田3050

伊那市長 白鳥 孝

都市・まちづくり課



長野県訓令第1号

本庁内部部局
現地機関

副知事の担当事務に関する規程(平成27年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部守一

第1条第1号のアを次のように改める。

ア しまわせ信州創造プラン2.0に掲げる8つの重点目標のうち次に掲げるものの達成に関すること。

(7) 付加価値を高め、経済成長を実現

(4) 県民の豊かさ全国トップレベルを維持

(9) インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加

(5) 様々な人の労働参加を全国トップに

第1条第1号のうち「企画振興部」を削り、「建設部及び会計局」を「農政部、林務部及び建設部」に改め、同条第2号中「中島恵理」を「小岩正貴」に改め、同号のアを次のように改める。

ア しまわせ信州創造プラン2.0に掲げる8つの重点目標のうち次に掲げるものの達成に関すること。

(7) 人口の社会増を実現

(4) 2025年に県民希望出生率1.84を実現

(9) 健康長寿日本一を維持

(5) 再生可能エネルギー100%地域をめざし自給率を上昇

第1条第2号のうち「県民文化部」を「企画振興部、県民文化部」に、「農政部及び林務部」を「及び会計局」に改める。

人事課